

「岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度 実施要綱（案）」に対するご意見と市の考え方（実施結果）

「岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱（案）」について、皆様からお寄せいただいたご意見の内容と、それに対する市の考え方について公表します。
なお、ご意見の内容が変わらない範囲で要約などを行っています。
ご意見をお寄せいただきました皆様のご協力に厚く感謝申し上げます。

令和7年3月
岩倉市市民協働部協働安全課

1 意見募集の概要

（1）意見の募集期間

令和7年2月3日（月）～令和7年3月4日（火）（30日間）

（2）意見を提出できる人

- ・市内に在住、在勤または在学の人
- ・市内で事業や活動を行う個人または団体

（3）閲覧場所

協働安全課、情報サロン、市ホームページ

（4）意見の提出方法

持参、郵送、FAX、電子メール、投稿フォーム

2 募集結果

（1）意見者数 4件（個人：4人、団体：0団体／記名：2人、無記名：2人）

（2）意見件数 14件

3 ご意見に対する市の考え方

別紙のとおり

「岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱（案）」に対するご意見と市の考え方（対応一覧）

No.	閲覧資料 ページ	意見の要旨	市の考え方
1	全般	<p>制度への賛成【匿名】</p> <p>市内で働く LGBT の当事者です。私の友人も先日パートナーシップを提出していましたが、このような取り組みを目にするだけでも嬉しく思います。現代では同性婚は出来ませんが、せめてものパートナーシップ制度を導入してくださる自治体が増えて、こういう取り組みがどんどん広がり、誰でも平等に幸せになれるよう願っております。</p>	<p>岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を制定し、市民、事業者等が当制度の趣旨を理解するとともに、これを尊重し、公平かつ適切な対応をすることができるよう周知及び啓発に努めてまいります。</p>
2	全般	<p>制度への反対</p> <p>反対です。要綱に「誰もが自分らしく生きることができる社会に」とありますが、現在岩倉市ではどれくらいの相談があり、どういったことで困っているのかのデータは取りましたか。これまでの経緯が不明瞭です。</p> <p>また、パートナーシップ制度は同性婚への足がかりとなるため、軽々しく取り入れてはいけないと考えております。先日開催された講演会の中でも行き過ぎたポリコレに警鐘を鳴らされていました。市長も壇上で挨拶されていました。今流行りの「多様性」というとても便利な言葉に踊らされるのではなく、この先を見据えて賢明な判断をしていただきたいです。流行りに乗っただけの右にならえの宣誓などは不用です。</p>	<p>本制度は、法律上の婚姻とは異なり、法律上の権利や義務を伴うものではありません。様々な事情によって婚姻制度や養子縁組制度を利用できないことから悩みや生きづらさを抱える市民が少しでもその悩みや生きづらさを和らげ、安心して生活できるよう尊重することに、大きな意義があると考えています。</p> <p>市独自の調査は行っていませんが、令和4年度に厚生労働省国立社会保障・人口問題研究所の研究チームが無作為抽出調査を実施したところ、レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー・アセクシュアルのいずれかに該当する人は3.5%との結果が出ています。</p> <p>本市においても当事者として生きづらさを感じながら生活している市民がいらっしゃると思われまますので、市として市民に寄り添う制度を制定していくものです。ご理解いただきますようお願いいたします。</p>

3	全般	<p>制度への反対【匿名】</p> <p>「岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」には問題があるので意見します。この「岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」は根本的に様々な問題を抱えています。婚姻制度とも齟齬が生じて、婚姻制度の政策的意味もなくなってしまいます。婚姻制度の他に制度を作ることは問題があります。同性カップルに育てられる子どもの気持ちの問題も考える必要があります。</p> <p>このような問題がある以上、岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は導入してはいけません。</p>	<p>本制度は、法律上の婚姻とは異なり、法律上の権利や義務を伴うものではありません。様々な事情によって婚姻制度や養子縁組制度を利用できないことから悩みや生きづらさを抱える市民が少しでもその悩みや生きづらさを和らげ、安心して生活できるよう尊重することに、大きな意義があると考えていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
4	全般	<p>規定について</p> <p>本制度は、性的マイノリティのうちパートナーシップ（以下ファミリーシップを含む）の人権擁護などのために制定するのであるが、本案は個別の法的根拠がないため条例等の上位規定を制定せずいきなり「宣誓制度実施要綱」制定になっているので違和感を持つ。</p> <p>本来は性的マイノリティの権利擁護規定的なものを制定しそれに基づいて実施要綱を制定することが望ましいと考える。</p> <p>しかし、本案の趣旨のままで成文化するならば、パートナーシップの二人が安心して生きられる社会構築などを担保するうえで必要な市民、市長等の立場と役割なども原案より明確に記すのが良いのではないか。特に市長がパートナーシップの宣誓書を受領し、それが2人の人権と安寧などを保証する唯一の証となることを記載すればより効果的。</p>	<p>この制度は、平成27年から全国で導入する自治体が増えている比較的新しい制度であるため、導入後に内容に変更が必要な場合があることも想定されるため、迅速に改正することができる要綱による規定としました。</p> <p>この制度の導入にあたり、性的少数者を始め様々な事情により婚姻できない市民やその家族に向けて、自分らしい生き方を選択できるようにするとともに、市民と向き合い寄り添った市政運営を行っていくという姿勢を示すことが必要であると市として判断しております。この制度を利用することによって、宣誓者2人の人権が尊重され、2人が安心して生活できることに繋がると考えております。</p>
5	6	<p>第1条－趣旨</p> <p>「・・・市民の気持ちに寄り添い・・・」の主語が市民一人ひとりを指すのかがわかりにくい。</p>	<p>長文にはなりますが、当市の男女共同参画基本計画推進委員会において、市としての姿勢を示す条項として意見をいただいた結果になりますので原案のままとさせていただきます。</p>

6	7	<p>第3条第1項第3号—宣誓及び申告の要件</p> <p>下線部分の追加を希望します。</p> <p>双方または一方が現に婚姻（事実婚を含む）をしていないこと</p>	<p>いただいたご意見を参考に、様々な事情により婚姻できない市民がパートナーと事実上の婚姻関係である場合、当制度の対象となることが明確に読み取れるように記載を変更させていただきます。</p>
7	7	<p>第3条第2項—宣誓及び申告の要件</p> <p>ファミリーシップであることの宣誓条件で、近親者が成年に達していない場合は双方または一方と生計が同一である理由は何か。</p> <p>17歳以下でも独立していたらファミリーシップ資格の対象外に出来るということか。</p>	<p>ファミリーシップの宣誓（申告）にあたり、ファミリーシップにある近親者等が成年に達していない場合、宣誓者（申告者）の双方又は一方と生計が同一であることを規定した理由としては、未成年者についてはその親権者が監護及び教育をする権利を有し、また義務を負うことから、宣誓者（申告者）が親権者として養育する子をファミリーシップに含めることができることにしたためです。</p> <p>いただいたご意見を参考に、15から17歳までの近親者等が就労により経済的に独立していて宣誓者（申告者）と生計が同一ではない場合でも、ファミリーシップの対象となるよう規定を変更いたします。</p>
8	8	<p>第5条第1項第1号—申告の方法</p> <p>転入前の居住自治体にパートナーシップまたはファミリーシップ制度がない（連携していない）場合の申告の扱い（転入手続きを先行して行う）を該当する様式において明記することが望ましい。</p>	<p>転出元の自治体に同様の制度が無い、または当市と連携していない自治体の場合は、申告ではなく宣誓をしていただく必要があります。制度利用者向けの手引き等に分かりやすく記載するようにいたします。</p>
9	10	<p>第8条—通称名の使用</p> <p>宣誓書等に通称名を確認できない場合は本名を使用することを明記することが望ましい。</p>	<p>通称名を書類等で確認できない場合は、戸籍上の氏名を使用することになるということを制度利用者向けの手引き等に分かりやすく記載するようにいたします。</p>
10	11	<p>第10条—近親者等に関する記載事項の削除</p> <p>近親者等の記載不要（または削除）の理由について該当条項に追加すること。同意書については、第4条と第5条で提出が義務付けられている。</p>	<p>近親者等に関する記載事項の削除については、15歳以上の近親者等の意思により氏名等の記載の削除を申し立てることができるものであり、その理由について記載を求めることは考えておりません。</p>

11	11	<p>第10条第2項－近親者等に関する記載事項の削除</p> <p>近親者が氏名等の削除を申請したとき、受理証明書を返却しなくてもよい場合の基準があいまい。この記述であると返還しなくてもよいと解釈されることがある。</p>	<p>紛失その他やむを得ない理由があるときは受理証明書等の返還を要しないとなっていますが、返還できない場合はその理由を確認し対応してまいります。</p> <p>なお、近親者等に関する記載事項の削除前の受理証明書等については、効力を有さないため、交付番号を公表します。</p>
12	12	<p>第15条－返還又は無効に係る交付番号の公表</p> <p>返還・無効の場合の交付番号公表は不要ではないか。宣誓に際しての公表は規定なし。</p>	<p>当制度は受理証明書及び受理証明カードを提示することで関係性を示すことができますが、パートナーシップを解消した場合などはその受理証明書及び受理証明カードは効力を失います。行政サービスを提供する各窓口で受理証明書及び受理証明カードの効力が継続しているかを確認できるよう、返還や無効となった交付番号を公表します。</p>
13	12	<p>第16条－宣誓内容証明書の交付</p> <p>宣誓内容証明書が必要なケースは何か。</p>	<p>市や県の各窓口にて受理証明書及び受理証明カードを提示することで行政サービスを利用することが可能ですが、民間企業の提供するサービスなどを受ける場合に関係を証明する書類の提出を求められる場合を想定しています。</p>
14	14～30	<p>様式について</p> <p>宣誓・申告対象者は少ないかも知れないが、手続き書が多いので宣誓（申告）者の手数および窓口業務の煩雑を生じる恐れがある。様式を統合等簡素化することが望ましい。</p>	<p>書類の数は多くなっておりませんが、正しい宣誓（申告）をしていただくため、必要な書類だと考えております。</p> <p>宣誓者（申告者）には十分な説明を行ってまいります。</p>